

第11回秋田地方・家庭裁判所合同委員会議事概要

1 開催日時

令和3年1月28日（木）午前10時～正午

2 場所

秋田地方・家庭裁判所大会議室，第1小会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

（地裁）泉川健太郎，佐々木文子，佐々木美奈子，佐藤裕之，杉山正明，
富田大，堀井里子，町本智美，三浦まゆみ，脇博人（家裁兼務）

（家裁）小野寺倫子，佐藤功征，佐藤寿美，嶋久美子，鈴木美香，綱島公彦，西野三紀子

（説明者）鈴木事務局長，菅原家裁首席書記官，中島会計課長，小園地裁総務課長，佐藤家裁総務課長，

4 議事

（1）開会宣言

（2）新任委員紹介

（3）委員長選出及び職務代理者指名

地方裁判所委員会規則及び家庭裁判所委員会規則各6条1項により，委員長として脇委員が選出された。

委員長の職務代理者として地裁委員会は杉山委員，家裁委員会は綱島委員がそれぞれ指名された。

（4）委員長挨拶

（5）前回合同委員会（テーマ「利用しやすい裁判所庁舎」）でいただいた御意見等を踏まえた取組状況の報告

別紙1のとおり

(6) 協議

テーマ「裁判所における新型コロナウイルス感染症対策について」

ア 説明

秋田地家裁におけるこれまでの感染症対策について説明を行った。

イ 裁判員裁判法廷と調停室における感染症対策を実地で説明した。

ウ 意見交換

別紙2のとおり

(7) 次回期日及びテーマ

秋田地方裁判所委員会は6月上旬頃、秋田家庭裁判所委員会は7月上旬から中旬頃、地家裁合同委員会は令和4年1月頃に開催することを予定し、テーマは裁判所から事前に提示する。

(8) 閉会宣言

(別紙1)

取組状況の報告

前回合同委員会でいただいた御意見を踏まえ、以下の点について改善した。

1点目は、庁舎の案内表示につき、拡大した庁舎平面図を庁内掲示板に貼付したり、サインの数を整理したり、よりわかりやすいように工夫したほか、廊下の壁に色違いのテープを貼って案内等の際の目印となるよう工夫した。また、トイレの案内サインも突き出しのピクトサインを設置して目立つようにした。

2点目は、家裁書記官室の出入り口につき、少しでも入りやすく感じてもらえるよう、ドアに貼っていた目隠しシールを剥がし、室内の様子が見えるよう工夫した。また、来庁者のプライバシーに配慮する一方で、換気にも配慮し、勤務時間中は、できる限り、ドアを開放しておくこととした。

その他、1階の多目的トイレの非常用ボタンをもう少し気軽に押せるものにしたらいのではないかと御指摘については、既存のカバーを取り外してボタン部分をむき出しにしておくことを検討している。また、庁舎内における点字ブロックや手すりの増設については、仮庁舎のため予算面や設備面の制約があるため困難であるが、新庁舎においては高齢者や障害者の方も利用しやすい庁舎となるよう検討している。

なお、新庁舎では、身障者用駐車場から玄関入口まで、雨よけのひさしが作られる設計となっている。

(別紙 2)

意見交換

(以下、◎は委員長，○は委員，■は説明者の発言)

- ◎ 裁判所における新型コロナウイルス感染症対策について、これまでの説明等を通じて、御意見、御質問を伺いたい。
- これまで事件の当事者等から不安な声や質問が寄せられたかどうかを伺いたい。また、先ほど法廷を見学した際に説明を受けたが、裁判所の新庁舎における新型コロナウイルス感染症への対策について教えてもらいたい。
- これまで裁判員及び補充員からは不安の声はなかった。アクリル板の設置、距離を置いての評議といった対策を講じており、実施後のアンケートでも裁判員、補充員から不安という指摘はなかった。検察官、弁護士からも不安の声は聞いていない。
- 新庁舎については、新型コロナウイルス対策の視点を踏まえ、必要に応じた対策を行っていく予定である。
- 新庁舎が完成して実際に業務が開始するのはいつか。体調不良者がいた場合の実際の対応についてはどうしているか、マニュアルのようなものはあるのか。職員の在宅勤務は支部でも本庁と同様に導入されているのか。導入して業務効率やサービスが低下していないか。
- 新庁舎は令和 5 年度に完成という計画になっている。
- 来庁者が体調不良であるとか、熱があるとの申し出があれば、了解を得た上で、非接触型体温計で体温を測定したり、症状を聴き取った上で担当裁判官等の指示を受けて対応しており、特にマニュアルはない。熱がある場合には、帰宅をお願いしている。
- 緊急事態宣言後の在宅勤務は、本庁、支部とも一定期間、3割から5割の在宅率で実施した。裁判部では期日を重視しなければならないため、6月に入ってから、在宅勤務がしやすい事務局職員だけ引き続き実施した。裁判部の事務については、扱うもの全てが個人情報の塊であり、どのように在宅勤務の実

効性を上げていくのか現在も検討を続けている。

なお、在宅勤務を導入したことにより期日が取り消されたということはない。

○ 裁判員裁判の選任手続について、持病があるので新型コロナウイルス感染により重症化する危険性があり、知らない人と接することに不安があるという理由があれば、裁判員の辞退は認められるのか。

■ 辞退が認められるかどうかは、法文上、色々なケースがある。御質問のケースでは、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第16条第8号に規定するやむを得ない事由を定める政令6号に規定している事情により辞退が認められるかどうかという判断になるが、一律にマニュアルで決まっていることではなく、裁判体で、法律や政令の要件を満たすかどうか、判断するという流れになる。

○ 今回のコロナ禍の中、テレビ会議システム、電話会議システム等を活用している説明を受けたが、世間では、ニューノーマル、デジタルトランスフォーメーションの動きが加速している。今後、裁判所は、さらなるデジタル化の検討が進んでいるのか。特に法廷傍聴について、これをリモートで見ることは技術的には可能となっているが、裁判の公開原則とか、難しいことがあり、そのあたりの先行きはどうなっていくのかについて伺いたい。

■ 現在、民事裁判手続のIT化ということで議論が進んでいる。オンラインで裁判をするためには、全面的な法律の改正が必要である。また、傍聴席に在席しないで裁判をリモートで傍聴することは、現状ではできない。

今の法律の枠組みでできることは既に始まっており、それが裁判所と代理人である弁護士事務所とをウェブ会議で結んで裁判手続を行うというものである。最終的には、裁判記録自体を電子化するところまで考えられている。

弁論手続をオンラインでできるようにするかしないか、その場合、どういう方法で公開の原則を保つのか、それは立法の問題である。

法制審議会で議論され、そこで方向性が決まれば、裁判所としてはそれを踏まえて検討していく。特にオンライン化については、かなりの動きがあるとみて検討を進めているところである。

■ 刑事裁判関係については、昨年途中から法制審議会で議論を始めている。

1つ目が、例えば、逮捕状や捜索差押許可状等の令状について、それをオンライン化できないかというものである。

2つ目が、事件記録を電子記録化できないかというものである。

3つ目が、公判前、公判中にテレビ会議を使った審理ができないかというものである。現状でも、証人は別室に在室させ、法廷と別室をビデオリンクでつないで証拠調べをしたり、裁判所以外の場所に証人に来てもらい、テレビ会議でつないで審理することをしているが、それをさらに工夫することができないかということを検討しているとのことである。

このようにIT化の波は刑事事件においても重要となっており、弁護士会とも相談の上、対応していきたいと思っている。

■ 家裁関係については、昨年出された閣議決定によると、今年度中にIT化のスケジュールを検討するとあるので、そこで具体的な方向性が示されると思われる。

○ 都市部では緊急事態宣言が出されているが、裁判所では、今後、こうした事態になった場合、裁判期日を取り消すとか、マニュアル化されたものがあるのか。

■ マニュアル化されたものはなく、今後の状況に応じて、その都度、検討することになる。できるだけ裁判手続を止めないという方針の下で対応を検討することになるものと思われる。

○ 在宅勤務が難しいという現状で、例えば時差出勤とか、それ以外の検討はされているか。

■ コロナ禍に関係なく、フレックスタイムを設定し、職員が一定程度、時間をずらして勤務することは行っている。以前は育児のためというのが多かったが、現在ではコロナ禍の中で混雑をさけるための利用も行っている。

○ 職員の勤務している部屋を分散させる、例えば、空いている部屋に職員を分けるということはあるのか。

- 昼休みに必ず換気をする，食事中は会話をしない，そういった運用面で新型コロナウイルス感染対策を講じているのが実情であり，特段の事情がなければ分散しての勤務形態とはしていない。

【全体終了】